

## 第4回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年10月30日(月)午後1時30分から午後2時40分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人  
会長 7番 中井 悟  
会長職務代理 13番 西元 道啓  
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝  
3番 安田 伸二 5番 向山 博  
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆  
9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一  
11番 吉田 靖志 12番 椿 新二  
14番 高山 重人 15番 親谷 隆  
16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
  - 第1 会議録署名委員の指名について
  - 第2 会期の決定について
  - 第3 諸報告について
  - 第4 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 第5 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第6 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 第7 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画(案)について
  - 第8 青年等就農資金借入申請について
  - 第9 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 第10 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について
  - 第11 新農業者年金農業者老齢年金裁定請求について
  - 第12 蘭越町農業振興プロジェクト会議について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 谷口 敦哉  
農地係長 上仙 知巳

## 7 会議の概要

- 議長 ただいまの出席委員は、15名です。定足数に達しておりますので、これから第4回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。  
それでは、日程にしたがって進めて参ります。  
日程第1、会議録署名委員の指名を行います。  
本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 それでは、6番坂野委員と8番山田委員を指名いたします。  
日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日間と決しました。  
日程第3、諸般の報告についてを議題とします。  
第3回の総会以降の諸般について、報告いたします。  
・北海道知事等へのらんこし米贈呈  
  
以上で諸般の報告を終わります。  
日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。NO1からNO4について、一括上程いたします。事務局から説明願います。
- 事務局  
(上仙係長) 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。  
平成29年10月30日提出、蘭越町農業委員長名。  
その1、貸主は〇〇〇、〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇、〇〇〇番地、〇〇〇さん、土地は字〇〇、〇〇〇番〇の内 外5筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は平成21年5月8日から平成31年5月7日までで強化法によるも

のです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年10月19日、土地引渡の日は平成29年10月31日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

その2、貸主は〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇 田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成27年2月2日から平成30年1月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年10月19日、土地引渡の日は平成29年10月31日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

その3、貸主は〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇外〇筆 田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成27年2月2日から平成30年1月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年10月19日、土地引渡の日は平成29年10月31日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

その4、貸主は〇〇〇 〇〇〇さん外〇名、借主は〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は平成29年3月7日から平成38年11月30日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年10月20日、土地引渡の日は平成29年10月31日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

議 長

NO1からNO4について、順次、担当委員の補足説明を願います。

2番  
(近藤委員)

事務局から説明ありましたように、譲渡するための解約ということで、この後3号議案に出てきますので、場所については、その時に説明いたします。

9番  
(岩間委員)

番号2番と3番について説明します。〇〇〇さんと〇〇〇さんは同一家族で、水田についても〇枚になっておりまして、この番地がその中に入っております。場所につきましては、〇〇〇の十字路から〇〇〇線を〇〇〇に向かいまして、〇〇〇の入口の道路向かいに位置しますので、よろしくお願ひします。3号議案に出てきますのでよろしくお願ひします。

1番  
(天水委員)

番号4番ですが、〇〇〇さんと〇〇〇さんですけれども、内容は事務局の説明のとおりです。場所は〇〇〇さんの〇〇〇線を挟

んで向かいから築堤までです。議案3号に出てきますのでよろしくをお願いします。

議 長                   これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員                   ありません。

議 長                   質疑なしと認めます。  
本案については、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員                   異議なし。

議 長                   議案第1号は、原案のとおり受理することといたします。

                          日程第5、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

                          NO1について、上程いたします。事務局から説明願います。

事務局  
(上仙係長)               議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成29年10月30日提出。蘭越町農業委員会会長名。

                          譲渡人は〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、譲受人は字〇〇〇番地〇 〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、経営面積を縮小するため、農地を譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

                          〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、山林の中の孤立した土地の取得であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

                          以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議 長                   NO1について、担当委員の補足説明を願います。

8番  
(山田委員)

内容は事務局の説明のとおりです。場所は〇〇〇線から〇〇〇に抜けるルートで、元の〇〇〇があった所から下にさがったところであります。よろしくお願いします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。

本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第2号は、原案のとおり決定し、許可することといたします。

日程第6、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。NO1からNO6について、一括上程いたします。事務局から説明願います。

事務局  
(上仙係長)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成29年10月30日提出。蘭越町農業委員長名。

その1、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成29年12月1日、対価の支払期限は平成29年11月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、今

後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その2、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇市 〇〇〇さん外〇名、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成29年12月1日、対価の支払期限は平成29年11月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その3、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成29年11月9日、対価の支払期限は平成29年11月8日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。

続きまして、その4、利用権の設定等を受ける者は、同じく〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成29年11月9日、対価の支払期限は平成29年11月8日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載

のとおりです。

その5、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇の内、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年11月7日から平成34年11月6日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、耕作者の希望により、農地の貸し付けを行うものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、新たに農業経営を開始するものであり、就農計画書から判断して、全て効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

〇〇〇さんの就農計画書についてですが、局長のほうから説明いたします。

事務局  
(谷口局長)

皆さんにお配りしています資料の中に、青年等就農計画認定申請書をお配りしておりますので、ご用意していただきまして、説明をさせていただきたいと思います。〇〇〇さんについては、〇〇〇ということで、平成〇〇年の〇月に〇〇〇を予定しております。〇〇月に研修の一環としてハウス〇棟を建てるということでありまして、今回の会議におきまして農地の賃貸ということでご届出をさせていただいております。〇〇〇さんの計画ですが、5年後の平成〇〇年の目標ですが、〇〇〇万円ということで、新規就農者の目標数字というのは、所得〇〇〇万円以上ということになっていきますので、〇〇〇さんについては〇〇〇万円となっております。作付作物については、〇〇〇を主にしまして、〇〇〇です。〇〇〇が〇〇a、〇〇〇が〇〇a、〇〇〇が〇〇aということがありますけれども、〇〇〇については、〇〇aの中で輪作をしていくということですので、〇〇〇となっておりますが、10aずつ輪作していくということでご理解いただければと思います。長尾さんについては、最終年〇〇年で〇〇mから〇〇mのハウスを〇棟建てる計画になっておりますので、順調に計画が進めば営農定着が期待されるのではないかとということで、この申請については〇〇月〇〇日の認定会議において、認定をしておりますので報告をいたします。

事務局

その6、利用権の設定等を受ける者は、札幌市 公益財団法人

(上仙係長) 北海道農業公社、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年11月7日から平成39年11月6日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。

その6は、中間管理事業に係る賃貸借です。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議長 NO1からNO6について、順次、担当委員の補足説明を願います。

2番 (近藤委員) 先程1号議案で出ました、〇〇さんと〇〇さんです。場所につきましては、〇〇〇の〇〇〇のすぐ隣です。内容については、事務局の説明のとおりのお買単価となります。よろしくお願います。

1番 (天水委員) 〇〇さんと〇〇さんの件ですが、事務局の説明のとおりですが、総額で〇〇〇万円ということで、昨年、基盤整備をしているのですが、ちょっと安い金額ですが、基盤整備のお金は全部おおしもさんがもっているということで、この値段になりました。よろしくお願います。

9番 (岩間委員) 番号3番と4番について説明します。先程1号議案で出てきた解約された土地であります。耕地図で〇筆となっていますが、その中に〇筆が全部入っています。場所につきましても、先程説明したとおり、〇〇の入口の道路向かいに位置する田んぼです。〇〇〇としてはちょっと高い金額ですが、基盤整備が済んでいるので、双方が合意の上でこの単価になりましたので、よろしくお願います。

6番 (坂野委員) 番号5番、〇〇〇さんと〇〇〇さんの件ですが、詳細は事務局の説明のとおりです。場所は字〇〇〇の〇〇〇さんの自宅の裏側になるということです。よろしくお願います。



13番  
(西元委員)

内容に関しましては、事務局が説明されたとおりでございます。場所につきましては、〇〇〇の〇〇〇の交差点から〇〇〇の方に上がる農道があるのですが、それを上った丘の上にある農地でございます。よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。

本案のNO1からNO6については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第3号は、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

日程第7 議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による配分計画(案)についてを議題とします。

NO1からNO3について、一括上程いたします。事務局から説明願います。

事務局  
(上仙係長)

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画(案)の提出にあたり、蘭越町長から意見を求められた別紙の農用地利用配分計画(案)の適否について、議決を求める。平成29年10月30日提出。蘭越町農業委員会会長名。

その1、権利の設定を受ける者は、〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、権利の設定をする者は、札幌市 北海道農業公社。土地は〇〇〇番外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は平成29年12月30日から平成32年12月29日までの3年間です。価格は総額で、田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。借受理由は、引き続き借り受けし、経営の安定化を図るものです。

その2、権利の設定を受ける者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、

権利の設定をする者は、札幌市 北海道農業公社。土地は〇〇〇番〇〇外〇筆、畑が〇〇〇㎡、田が〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は平成29年12月30日から平成36年12月29日までの7年間です。価格は総額で、田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。借受理由は、引き続き借り受けし、経営の安定化を図るものです。

その3、権利の設定を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、権利の設定をする者は、札幌市 北海道農業公社。土地は〇〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は平成29年12月30日から平成32年12月29日までの3年間です。価格は総額で〇〇〇円です。借受理由は、引き続き借り受けし、経営の安定化を図るものです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議長 NO1からNO3について、順次、担当委員の補足説明を願います。

10番 (杉本委員) 1番につきましては、〇〇〇さんの自宅周辺です。2番につきましては、〇〇〇の〇〇〇寄り、〇〇〇があった周辺です。以上、場所について補足させていただきます。

9番 (岩間委員) 番号3番の件ですけれども、場所は〇〇〇線の〇〇〇の入口から〇〇〇寄り、その一角に〇〇〇がその位置にあります。〇〇〇は〇〇〇の〇〇〇の横、〇〇〇さんの住宅の前、その位置にあたります。内容につきましては、事務局の説明どおりですので、よろしくをお願いします。

議長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議長 質疑なしと認めます。

本案のNO1からNO3について、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員	異議なし。
議 長	<p>NO1からNO3について、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。</p> <p>次に、NO4について、上程します。</p> <p>農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩します。(〇〇委員退席)</p> <p>再開します。</p> <p>NO4について、事務局から説明願います。</p>
事務局 (上仙係長)	<p>その4、権利の設定を受ける者は、字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、権利の設定をする者は、札幌市 北海道農業公社。土地は〇〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は平成29年12月30日から平成32年12月29日までの3年間です。価格は総額で〇〇〇円です。借受理由は、引き続き借り受けし、経営の安定化を図るものです。</p> <p>以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。</p>
議 長	NO4について、担当委員の補足説明を願います。
9番 (岩間委員)	番号4番の件ですけれども、内容につきましては事務局の説明どおりであります。場所は〇〇〇線、〇〇〇の〇〇〇から〇〇〇のほうに向かいます、〇〇さんの家の裏側、〇〇〇川の堤防の間にあります。よろしく願いいたします。
議 長	これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
全委員	ありません。
議 長	本案のNO4については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。

議 長

NO4については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

暫時休憩といたします。(〇〇委員着席)

再開します。

次に、NO5について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

NO5について、事務局から説明願います。

事務局  
(上仙係長)

その5、権利の設定を受ける者は、字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、権利の設定をする者は、札幌市 北海道農業公社。土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は平成29年12月30日から平成36年12月29日までの7年間です。価格は総額で〇〇〇円です。借受理由は、引き続き借り受けし、経営の安定化を図るものです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO5について、担当委員の補足説明を願います。

9番  
(岩間委員)

番号5番について、補足説明いたします。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。場所につきましては、〇〇〇の〇〇〇から〇〇〇線を〇〇〇に向かいまして、〇km半ほど進みまして、左側に〇〇〇と〇〇〇が〇筆あります。この道路向かいに〇〇〇があります。よろしく願います。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

本案のNO5については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

NO5については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

暫時休憩といたします。(〇〇委員着席)

再開します。

次に、NO6について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

NO6について、事務局から説明願います。

事務局  
(上仙係長)

その6、権利の設定を受ける者は、字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、権利の設定をする者は、札幌市 北海道農業公社。土地は〇〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は平成29年11月7日から平成39年11月6日までの10年間です。価格は総額で、〇〇〇円です。借受理由は、経営規模を拡大し、経営の安定化を図るものです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議長

NO6について、担当委員の補足説明を願います。

3番  
(安田委員)

番号6番ですが、内容は事務局の説明のとおりです。こちらは、先程議案第3号の6番に出てきた土地でして、〇〇〇の道路向かいの奥にあたる場所です。よろしくお願いします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

本案のNO6については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員	異議なし。
議 長	<p>NO6については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。</p> <p>暫時休憩といたします。(〇〇委員着席)</p>
事務局 (谷口局長)	<p>日程第8 議案第5号青年等就農資金借入申請についてを議題とします。</p> <p>事務局から説明願います。</p> <p>議案第5号 青年等就農資金借入申請について 青年等就農資金借入申請について、蘭越町長から意見を求められたので、借入の適否について、議決を求める。平成29年10月30日提出。 蘭越町農業委員長名。</p>
議 長	<p>経営改善資金計画書を用意しておりますので、ご留意願いたいと思います。2枚めくっていただきまして、設備資金の使い道と資金調達という欄をご覧いただきたいと思います。先程説明いたしました、〇〇〇さんの計画になっております。初期投資をなるべく低減したいということで、〇〇さんは自己資金〇〇〇万円ほどあるのですが、初期投資を低減したいということで資金を活用するというので申請書が出てきております。〇〇〇さんの設備投資なのですけれども、ここに記載のとおり総額で〇〇〇千円になるということです。今回はビニールハウス〇棟の部分になります。全部で〇〇〇千円になるのですが、その半分を資金を借りて運用したいということで出てきております。補助金は町の補助金を充てております。これから公庫等に手続きを進めていきますけれども、関係機関の意見を求めるということになりますので、委員皆様のご意見を頂戴できればと思います。よろしく願います。以上です。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたけれども、何か質疑、ご意見ございますか。</p>
13番 (西元委員)	〇〇〇に関しては、売り先はどこになりますか。
事務局	ヒアリングの中では、〇〇〇のほうにということになっていま

(谷口局長)

す。

13番  
(西元委員)

私は〇〇〇を作っていないので、はっきりした事は言えないのですが、〇〇〇についても生産調整があって、作付け制限が掛かっていると聞いているのですが、その辺は新規参入は可能なのでしょうか。

事務局  
(谷口局長)

すいません。お時間いただいてもよろしいでしょうか。

議長

暫時休憩します。  
再開します。

事務局  
(谷口局長)

〇〇〇と記載されていますけれども、〇〇〇とのことですのでよろしくお願ひします。

議長

その他に質疑、ご意見ございますか。

全委員

ありません。

議長

異議なしと認めます。  
本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第5号については、異議ないものとして決定し、その旨、町に通知いたします。

日程第9 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願ひます。

事務局  
(上仙係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、平成29年10月30日提出。蘭越町農業委員長名。

平成29年10月20日付けで、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さんから、〇〇〇番〇外〇筆について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議長 日程第10 報告第2号農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局から報告願います。

事務局  
(上仙係長) 報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、平成29年10月30日提出。蘭越町農業委員長名。  
字〇〇〇番地 〇〇〇さんの農業者年金農業者老齢年金裁定請求書を平成29年10月16日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議長 日程第11 報告第3号新農業者年金農業者老齢年金裁定請求について事務局から報告願います。

事務局  
(上仙係長) 報告第3号 新農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、平成29年10月30日提出。蘭越町農業委員長名。  
字〇〇〇番地 〇〇〇さん、字〇〇〇番地 〇〇〇さんの新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書を平成29年9月25日付け、10月16日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議長 日程第12 報告第4号蘭越町農業振興プロジェクト会議について、プロジェクト会議の構成員であります安田委員から報告願います。

3番  
(安田委員) 蘭越町農業振興プロジェクト会議が開催されましたので報告いたします。初めに人数が減ったということなので、構成について触れたいと思います。公募委員が2名、農業委員会から高山委員と私の2名、JAようていから青年部、女性部、生産部会、4H等で8名、後志改良普及センターから1名、石田商店から1名の計14名で構成されております。最初の協議事項としまして、蘭越町の農業に関わる補助事業について協議いたしました。協議の結果をまとめた物がありますので読ませさせていただきます。

蘭越町農業に関わる補助事業について、今後の当町農業の営農に対応できるよう、振興作物奨励事業を園芸作物奨励事業へ変更する。水稻圃場ケイ酸資材投入事業は高品質米生産の効果があり、ブランド化へも繋げることから、継続実施を要望する。イエスクリーン米等生産拡大支援事業は今年度をもって終了の事業と理解しているが、目標作物面積まで残り少しくなっており、有利販売へも繋がることから、補助単価を現行の10aあたり2,500



円から10a当たり1,000円まで減少させて2年間事業実施継続を要望し、さらに2年後に再検討をさせていただく。鳥獣害被害対策に係る補助事業については、現在の鳥獣被害などを考慮し、事業の継続を要望する。馬鈴薯生産対策事業、堆肥投入振興事業、堆肥体系転換土壌分析推進事業、かぼちゃ栽培残留農薬分析事業、加工農産物生産支援事業、新規就農支援事業は、営農していく上で重要と考えられることから事業継続実施の要望を、以上を提案することといたしました。併せて園芸作物奨励事業についての作物、たま、新規事業としての水稻直播に係る補助事業、稲わら・もみ殻処理に係る補助事業については、継続協議させて頂くことと、提案させて頂きました。これらを後に町長に答申することとしました。以上、プロジェクト会議の結果になっておりますので、報告させていただきます。あとですね、会長がですね、蘭越町畑作組合長の西元さん、副会長がですね、イシダ常務取締役坂井さんとなっております。以上です。

議 長

今安田委員からございましたけれども、西元さんから補足があれば。

13番  
(西元委員)

内容に関しましては、安田さんが申したとおりで、今回、今年度でイエスクリーン米2,500円が期限的に来年からは無くなるということだったので、早急にプロジェクト委員会で協議してもらいたいとのことでしたので、時間がなかったのですが、蘭越町の補助金に関して協議させていただきまして、安田さんが申したとおり、イエスクリーン米に関しては、単価を1,000円にして2年間は継続してもらいたい。蘭越ではイエスクリーン米より特別栽培米のほうがしりゅうになってきているのですが、今回はイエスクリーン米等という前と同じような標記の仕方をお願いしていきたいと、見直す時には特別栽培米にしたほうがいいのかは2年後、蘭越町の現況を踏まえた中で判断してもらいたいと話し合われました。最終的には最後にでましたけれども、直播それからもみ殻・稲わら、これが委員さんのほうから、昔はもみ殻に関しましては、畜産農家さんが引き取っていただいていたのですが、ここ最近ですとなかなか引き取り手がないということで、非常に困っているということ。それから、稲わらに関しましても、町のほうからよく放送が流れていますから、稲わらを有効的にするには何かないのですかねというような話がでて、それに関しましてはこれから先プロジェクト委員会の中で、協議していきたい

と。普及所のほうで稲わらに関しましては、秋の内にすき込みを行う、実験をしているそうなのです。そのようなものがうまくいくようであれば、そういう物に対する補助を町にお願いしていくのも一つの手かなと思っておりますし、もみ殻に関しましては、詳しい話し合いはしていませんが、農業委員会の中でも研修していますので、いろいろと難しいことはあるのですが、その辺をクリアできる方法があればということで、これから先プロジェクト委員会のほうで協議していきたいと思っております。補助金に関しましても、我々としてもどういう風に限りある財政の中で、一次産業に関して投入すればいいのか協議している状況なのですね、切るものは切りながら、増やすものは増やさなければならないと思うのですが、細かい内容をこれから先プロジェクト会議で協議したいと思っておりますので、農業委員会からも何かあれば、色々とお話を聞きたいなと思っております、よろしくお願ひします。

議 長

皆さんのほうから、何かご意見よろしいでしょうか。

全委員

ありません。

議 長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

これをもって第4回農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時40分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長

㊟

署名委員

㊟

署名委員

㊟